

目黒川航行マナー啓発活動の実施について

桜の時期の目黒川において、より多くの人々が目黒川を安全かつ快適に利用できるように、他の船や周辺環境に配慮したマナー航行を呼びかける「目黒川航行マナー啓発活動」を以下のとおり実施する。

1. 実施日時

令和8年3月28日(土)、3月29日(日)

2. 実施主体

目黒川航行マナー向上委員会（事務局：品川区）

3. 実施内容

- ・区内の目黒川全域を区が河川占用し、船舶の航行を制限
- ・啓発活動期間中に目黒川を航行する方は、事前に事務局に申請し、「目黒川航行マナーガイドマップ（別紙1）」を確認のうえ、専用旗やステッカー等を掲示して航行
- ・目黒川に架かる橋等に、航行マナーを啓発する横断幕を設置
- ・河口部では警戒船等により、未申請の船舶への航行マナーの啓発を実施

4. 周知方法

区ホームページに案内を掲載するとともに、舟運関係事業者団体等を通じてチラシ（別紙2）を配布する。

<専用旗またはステッカー>



<航行マナーを啓発する横断幕>



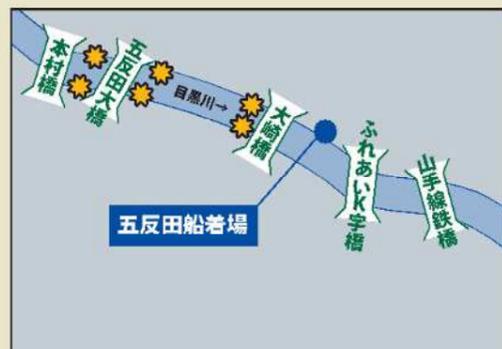
<警戒船による航行マナー啓発>



危険箇所を把握しましょう

護岸・河床に注意！

護岸へ近づいたり、船尾を振り出す際にプロペラを接触させないように注意しましょう。水位が高いときほど注意が必要です。護岸工事の際の矢板(波型の鉄の板)に乗り上げたり、プロペラを接触させたりしないよう注意しましょう。



五反田大橋上流左岸等 矢板の残置・護岸の状況

左図の★が付いている場所は、特に注意が必要です。
右写真の五反田大橋上流左岸のように、矢板の残置など、水位が高いときには見えない障害物に注意しましょう。



目黒太鼓橋上流 河床の急なせりあがり

太鼓橋の上流から急に川底がせりあがります。動力船は太鼓橋手前で折り返すようにしましょう。
喫水の浅い船はさらに上流まで進むものもありますが、絶対についていけないようにしましょう。



亀の甲橋上流の直線 右岸の瓦礫暗礁

目黒川中央よりやや右岸側(岸より2mほど)に、全長約15mにわたって瓦礫暗礁があります。
雅叙園側(左岸側)を航行するようにしましょう。

橋高 | 頭上注意！

潮の満ち引きによりくぐれなくなる橋や、工事のために桁下高が低くなっている橋があります。潮の満ち引きの時間帯と実際の目視により、しっかり確認してから航行しましょう。



行き会いに注意！

狭い水路での追い越しは極力控えましょう。追い越される船の同意・協力(減速・一時停止)が得られた場合は、引き波に十分注意しながら速やかに追い越しましょう。



目黒川航行マナー ガイドマップ

みんなが気持ちよく利用するために

より多くの方が目黒川を安全かつ快適に利用できるように「目黒川航行マナーガイドマップ」を作成しました。

河川を利用するみなさんが、他の利用者や周辺環境に配慮し、自らの責任を自覚して、マナーを守って航行しましょう。

目黒川3つの基本マナー

！徐行

ひき波を立てないように徐行しましょう。

川幅の狭い目黒川はひき波が長く続きます。ひき波によって他船へ影響や危険を及ぼさないよう、十分徐行しましょう。

！危険箇所

危険箇所を把握し、注意を払きましょう。

橋の桁下高や干満時間、障害物や浅瀬など護岸や河床の状況を事前に把握し、十分に注意して航行しましょう。

！安全第一

最大の注意を払い、安全に航行しましょう。

船長は安全な航行に際しての最高責任者です。乗船者の安全を第一に、マナーを守って操船しましょう。

目黒川 航行マナー啓発活動

目黒川では、多くの人に目黒川の魅力を安全・快適に楽しんでもらうため
桜の時期に航行マナー啓発活動を実施しています。
啓発活動期間中に目黒川を航行する場合は、事前申請をお願いします。

令和8年

3/28(土) 3/29(日) 10:00~16:00

実施区間 品川区内の目黒川全域 ※昭和橋上流から品川区境まで

航行制限対象 事前申請のない全ての船舶等

3/28(土)・29(日) 10時までを非動力船の優先航行時間帯(※)とします

※動力船と非動力船がより譲り合って航行する時間帯で、動力船の航行を禁止するものではありません



申請方法

1 令和8年3月19日までに「書面による申請」もしくは「電子申請」を行ってください。

※申請は令和8年2月2日より受け付けます

書面による申請

申請書に必要事項を記入のうえ、窓口または郵送で提出して下さい。

申請書は品川区河川下水道課の窓口にて配布するほか、
品川区役所のHPからもダウンロード可能です。

※郵送による申請の場合は、切手の金額不足にご注意ください。

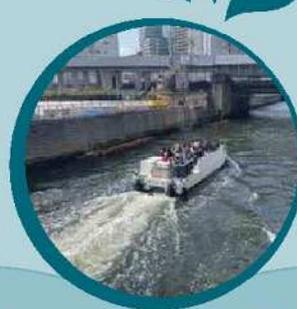
▶ <https://www.city.shinagawa.tokyo.jp/PC/kankyo/kankyo-mizube/index.html>



電子申請

電子申請サイトにアクセスし、必要事項を記入のうえ、申請して下さい。

▶ <https://megurogawamanner.wixsite.com/shinagawa>



2 申請者には旗またはステッカーを発行します。

※「電子申請」を行った場合は、
電子データで配布する旗・ステッカーを印刷してください。



3 当日の航行の際に旗またはステッカーを掲示して頂きます。



動力船
(水上オートバイ以外)



非動力船



水上
オートバイ



※関東小型船安全協会に所属されている方は、関東小型船安全協会発行の旗を掲示することにより航行できます。

※TPSP(東京港・湾・河川水上オートバイ安全航行推進プロジェクト)にて講習を受けた方または、関東小型船安全協会に所属している方は、TPSP ビブスを着用または、関東小型船安全協会発行のステッカーを掲示することにより航行できます。

TPSP 事務局 電話 03-5661-7201

URL <http://www.tpssp.jp>



関東小型船安全協会

電話 045-201-7754

URL <http://www.shoankyo.or.jp>



実施主体: 目黒川航行マナー向上委員会(事務局: 品川区)

担当窓口: 品川区 防災まちづくり部河川下水道課 水辺の係 東京都品川区広町 2-1-36 区役所第二庁舎 5 階 / 03-5742-6794